

豊川市農業等継続支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けている農業等を営む者に対して、その事業の継続的な実施を支援するため、市の予算の範囲内で交付する豊川市農業等継続支援補助金（以下「補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業 日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）において「大分類 A一農業、林業」に分類される産業のうち、「中分類01農業」に分類されるものをいう。
- (2) 漁業 日本標準産業分類において「大分類 B一漁業」に分類される産業をいう。
- (3) 農業等 農業及び漁業をいう。

(交付の対象となる者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、本市の償却資産課税台帳（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1項第14号に規定する償却資産課税台帳をいう。以下同じ。）に登録された者のうち、次の各号のいずれかの要件に該当する者であって、市税等の滞納がないものとする。ただし、地方税法第15条による徴収の猶予及び同法付則第59条による徴収猶予の特例の許可を受け猶予中の市税、豊川市国民健康保険条例（昭和36年豊川市条例第1号）第31条による徴収猶予の特例の許可を受け猶予中の国民健康保険料並びに愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年愛知県後期高齢者医療連合会

条例第31号)第18条による徴収の猶予の許可を受け猶予中の後期高齢者医療保険料は除く。

(1) 令和2年1月1日現在において、豊川市農業委員会が作成した農地台帳（農地法（昭和27年法律第229号）第52条の2第1項に規定する農地台帳をいう。）に農地の所有者又は耕作者として記録された個人又は法人

(2) 令和元年12月31日現在において、農業を営む者であると市長が認める個人又は法人

(3) 令和元年12月31日現在において、漁業を営む者であると市長が認める個人又は法人

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に認める個人又は法人
（補助金の額）

第4条 補助金の額は、交付対象者の令和2年度分の償却資産課税台帳に登録されている資産のうち農業等の用に供するものとして市長が認める資産に係る固定資産税に相当する額とする。

（交付の申請等）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和2年12月28日までに豊川市農業等継続支援補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第13条に規定する実績報告は、前項の規定による申請をもってこれに代えるものとする。

（交付の決定等）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、豊川市農業等継続支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 規則第14条に規定する補助金の額の確定は、前項の規定による通知をもってこれに代えるものとする。

（補助金の交付）

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」と

いう。)は、令和2年1月15日までに豊川市農業等継続支援補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき補助金を交付するものとする。

3 補助金の交付の方法は、交付決定者が指定した口座への振込みによるものとする。

(交付の決定の取消し)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき、その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。